

告 示

埼玉県告示第千百三十六号

測量計画機関である本庄市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（数値修正、地図情報レベル二五〇〇）

三 作業地域

本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業施行区域周辺

四 作業期間

平成二十九年十月五日から平成三十年三月十五日まで